

清流の国ぎふ大学生等奨学金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則（平成28年岐阜県規則第26号。以下「規則」という。）に基づき、清流の国ぎふ大学生等奨学金の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学金の対象者の要件)

第2条 規則第3条第2項第1号の知事が定める日並びに同号及び同項第2号の知事が別に定める水準は、次の表のとおりとする。

貸与申請時の在学年次	知事が定める日	知事が別に定める水準
大学の第一学年	高等学校の第三学年の課程を修了した日	3.0以上
大学の第二学年	大学の第一学年の課程を修了した日	高等学校3.0以上かつ 大学 可以上
大学の第三学年		可以上
大学の第四学年以上		可以上
高等専門学校の第四学年	高等専門学校の第三学年の課程を修了した日	可以上
高等専門学校の第五学年	高等専門学校の第四学年の課程を修了した日	可以上
専修学校（専門課程）の第一学年	高等学校の第三学年の課程を修了した日 又は 専修学校（高等課程）の第三学年の課程を修了した日	3.0以上
専修学校（専門課程）の第二学年	専修学校（専門課程）の第一学年の課程を修了した日	高等学校又は専修学校（高等課程）3.0以上 かつ 専修学校（専門課程） 可以上
専修学校（専門課程）の第三学年以上		可以上

2 規則第3条第3項の知事が別に定める基準は、その者の生計を維持する者の貸与算定基準額が清流の国ぎふ大学生等奨学金応募基準に示す収入基準額以下である者とする。

(奨学金の貸与時期)

第3条 規則第4条に規定する奨学金を貸与する時期は、4月から9月までの月分にあつては7月に、10月から12月までの月分にあつては10月に、1月から3月までの月分にあつては1月とする。ただし、8月から12月までの間に貸与の決定を受けた者は、当該貸与の決定の日の属する年度の10月分から貸与することとし、10月から翌年3月までの月分を当該貸与の決定の日の属する年の翌年1月に貸与する。

(貸与申請書の添付書類)

第4条 規則第6条第1項第6号の知事が必要と認める書類は、口座振替申出書（別記第1号様式）とする。

(返還債務免除申請書の添付書類)

第5条 規則第11条第1項又は規則第12条の2第1項の知事が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 業務に従事していたことを証明する書類（別記第2号様式）
- (2) 死亡及びその年月日を証明する書類
- (3) 精神又は身体に著しい障害を受けたことを証明する書類

- (4) その他知事が必要と認める書類
(返還債務履行猶予申請書の添付書類)

第6条 規則第12条第1項又は規則第12条の3第1項の知事が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 業務に従事していたことを証明する書類(別記第2号様式)
- (2) 大学等に在学することを証明する書類
- (3) 従事する予定の法人等が就業予定日に就業を約する旨を証明する書類(別記第3号様式)
- (4) 災害、疾病その他の理由により返還することができないことを証する書類
- (5) その他知事が必要と認める書類
(連帯保証人変更承認申請書の添付書類)

第7条 規則第13条第2項の知事が必要と認める書類は、変更後の連帯保証人の印鑑登録証明書とする。

(現況報告書の提出)

第8条 規則第15条の知事が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 業務に従事していたことを証明する書類(別記第2号様式)
- (2) その他知事が必要と認める書類
(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、岐阜県清流の国推進部地域振興課長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月5日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

口座振替申出書

年 月 日

岐阜県知事 様

下記のとおり口座振替により支給されるよう申し出ます。

記

住 所	〒 ー	
氏 名		
金融機関名	金融機関名	支店名
預金種目		
口座番号		
(ふりがな) 口座名義人		

※国内に本店を置く金融機関に限る。

添付書類 通帳の写し（口座名義と番号が確認できるもの）

別記

第2号様式（第5条関係）

業務従事証明書

年 月 日

所在地

法人等名

代表者

印

下記の者は、当施設において業務に従事していた者（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第110条第3項に規定する短時間労働者を除く。）であることを証明します。

記

住 所	〒 ー
氏 名	
生年月日（年齢）	年 月 日 （満 歳）
勤務期間（月数）	年 月 日～ 年 月 日（ か月）
勤務期間中に休職していた場合は、その期間（月数）及び理由	年 月 日～ 年 月 日（ か月）
	（理由）
勤務時間	時間／週
備 考	

※この様式によらず、任意の様式による提出でも差し支えないこと。

別記

第3号様式（第6条関係）

就業予定証明書

年 月 日

所在地

法人等名

代表者

印

下記の者は、当施設において就業する予定である者（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第110条第3項に規定する短時間労働者を除く。）であることを証明します。

記

住 所	〒 ー
氏 名	
生年月日（年齢）	年 月 日 （満 歳）
就業開始予定日	年 月 日
備 考	

※この様式によらず、任意の様式による提出でも差し支えないこと。